

不登校児童生徒支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市学校教育における喫緊の課題である不登校児童生徒の増加に対する切れ目のない支援体制や適切な支援のあり方について検討するために、不登校児童生徒支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するために以下の業務を行う。

- (1) 不登校児童生徒支援の課題と方向性について検討・協議する。
- (2) 就学前後の状況に関する情報を共有し、不登校解消に向けた制度的な連携の在り方について検討・協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、千葉市教育委員会学校教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、千葉市教育委員会学校教育部教育支援課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表のメンバーをもって充てる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員を委嘱・任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、協議会の議長となり、会議を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年間とする。

(会議)

第6条 協議会は、原則として年2回、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、臨時会を開催し、委員を招集することができる。
- 3 参加する委員は、審議する内容に応じて委員長が定める。

(庶務)

第7条 千葉市教育委員会学校教育部教育支援課に事務局を置き、協議会の庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) 不登校児童生徒支援協議会組織

【行政関係】

役職	氏名	所属	職名	備考
委員長		学校教育部	部 長	
副委員長		教育支援課	課 長	
委員		学事課	課 長	
委員		教育指導課	課 長	
委員		教育センター	所 長	
委員		養護教育センター	所 長	
委員		生涯学習振興課	課 長	
委員		健康支援課	課 長	
委員		こども家庭支援課	課 長	
委員		幼保支援課	課 長	
委員		幼保指導課	課 長	

【学校関係】

委員		小学校	校 長	
委員		中学校	校 長	
委員(※)		学校	教 諭	市教研 教育相談部会代表
委員(※)		学校	教 諭	市教研 生徒指導部会代表
委員(※)		学校	養護教諭	市教研 保健養護部会代表

(※)は推薦により決定する

【事務局】

役職	氏名	所属	職名	備考
事務局		教育支援課	指導主事	主担当
事務局		学事課	主任管理主事	
事務局		養護教育センター	主任指導主事	
事務局		教育センター	主任指導主事	